## 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業に関する基本協定書(案)

東京都(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、太陽光発電設備及び定置 用リチウムイオン蓄電システム(以下「太陽光発電設備等」という。)の普及促進を図るた め、太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業(以下「本事業」という。)の実施に関する 基本協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

## (役割等)

- 第2条 本事業における甲の役割分担は、次のとおりとする。
  - 一 本事業に関する広報等の支援
  - 二 乙が策定する計画の承認及び事業の進行管理
  - 三 乙が本事業の実施に要する広告宣伝費用及び効果検証費用の一部の負担
  - 四 乙に対する本事業の実施に関する助言
- 2 本事業における乙の役割分担は、次のとおりとする。
  - 一 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業募集要項並びに太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業に係る仕様書((以下「要項及び仕様書」という。)に定める事業の 実施
  - 二 本事業の実施体制の構築
  - 三 本事業における施工事業者等他の関与者との調整
  - 四 本事業の実施結果の取りまとめ

## (募集要領等の順守)

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、要項及び仕様書に記載の内容を順守しなければならない。ただし、事前に甲に協議を行い、甲の承認を受けた部分については、この限りではない。

## (経費負担等)

第4条 第2条第2項第1号に規定した事項を実施するために必要となる経費の各年度の負担額及び支払方法は、別途定めるものとする。

## (リスク等対応)

- 第5条 本事業の実施に伴うリスクについては、乙がそのリスクに対して未然防止を図り、 適切に対処すること。乙の責めに帰すべき事由によりリスクが実現した場合には、甲と協 議の上、帰責性が認められる範囲で乙が責任を負うこと。
- 2 本事業の実施に伴う、乙と施工事業者との間又は乙と購入希望者との間のトラブルについては、乙が適切に対処しなければならない。
- 3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合においては、乙が適切に対処しなければならない。

## (損害賠償)

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施工事業者又は 購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

#### (協定の解除)

- 第7条 甲は、甲の施策の関係上、本事業を実施することが困難若しくは不適当であると認められるとき又は乙が本協定の内容を履行できないと認められるときは、本協定を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、本協定の全部又は一 部を解除することができる。
  - 一 偽りその他不正の手段により甲の負担金を受けたとき。
  - 二 甲の負担金を他の用途に使用したとき。
  - 三 予定の期間内に本事業に着手せず、又は完了しないとき。
  - 四 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき (法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。)。
  - 五 法令又はこの協定に違反したとき。
  - 六 前各号に規定するほか、甲が必要と認めるとき。
- 3 乙は、甲が前項第5号に該当すると認められる場合には、本協定の全部又は一部を解除 することができる。

#### (協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙が 協議の上、当該変更を行うことができるものとする。

## (有効期間)

- 第9条 協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、太陽光発電設備等の設置に係る工事完了の日が令和6年3月 31日以降となる場合は、乙が令和6年3月20日までに協定期間を延長する理由を記載した 書面を甲に提出し、甲の承認を受けることで、有効期間を延長することができるものとす る。
- 3 事業の実績等を勘案し、有効期間満了の1月前までに当事者の一方から書面による協定 終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとし、以後も 同様とする。

#### (守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)に基づく情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

## (個人情報の保護)

第 11 条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び東京都個人情報の保護に関する条例 (平成 2 年東京都条例第 113 号)に基づき適正に取り扱うものとする。

# (負担金の返還)

- 第12条 乙は、第7条第2項各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による本協定の 解除の有無にかかわらず、既に乙に負担金が交付されているときは、甲が指示する期限ま でに甲の指定する方法により当該負担金を返還しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が返還する負担金(以下「返還金」という。)のうち、本事業の履行のために適切に使用されたと甲が認める金額を返還金から控除するものとする。

#### (違約金及び延滞金)

第13条 乙は、返還金を返還するときは、当該返還金の額の100分の10に相当する額を甲 が指示する期限までに違約金として甲に納付しなければならない。ただし、前条第2項の 規定により返還金の一部が控除される場合にあっては、控除後の返還金の 100 分の 10 に該当する額を違約金とする。

2 乙が前項の規定による返還金及び違約金を前条第1項及び前項に定める返還期限までに 納付しなかったときは、甲は乙に対し、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、 その未納付額につき年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間につ いても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)の納 付を求めるものとする。

## (違約金及び延滞金の計算)

- 第16条 前条第1項の規定により違約金の納付をした場合において、乙の納付した金額が返還を求められた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた 負担金の額に充てるものとする。
- 2 乙が前条第2項の規定により延滞金の納付を求められた場合において、返還を求められた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## (帳簿等の保存)

第17条 乙は、本事業に関する帳簿、名簿その他の書類について、当該帳簿等が作成された 日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

#### (調査等)

- 第18条 甲は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、乙に対し、 本事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は乙の従業者そ の他の関係者に対し、質問をすることができる。
- 2 乙は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならず、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

## (疑義等の処理)

第19条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都 度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は記名押印の 上、各自その1通を保有する。

# 令和5年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都 東京都知事 小池 百合子

乙 (住所)(事業者・団体名)(代表者職氏名)